□海外文献紹介□

大腸癌患者の経過観察は価値があるのか

Is follow-up of colorectal cancer patients worthwhile?: *Safi F, et al* (Dis Colon Rectum 36: 636-644, 1993)

ウルム大学外科部で，1978年から1989年の10年間に1,399人(男性777人，女性622人)の大腸癌患者が治療を受けた．平均年齢は63歳(18歳から94歳)であり，1,399人のうち，遠隔転移のない1,054人が治癒的切除を受け，術後，以下の計画で経過観察した．身体所見，末梢血生化学所見，腫瘍マーカー(CEA)，便潜血反応は4か月ごと，超音波，胸部X線，注腸造影，内視鏡，CTは約1年ごとに実施し，術後5年間の経過観察を行った．

1,054人のうち，再発を認めたものは350人(33%)であり，平均38週目(4週から140週)であった．16人(1.5%)は遺残大腸からの癌，23人(2%)が他臓器癌であった．再発患者350人のうち，75人(21%)が局所再発で，275人(79%)が全身播種であった．350人のうち，再手術を施行したのは，56人(16%)であり，うち21人が吻合部，4人が骨盤，24人が肝臓，7人が肺の再発であった．56人のうち35人(62%)は再び再発した．

術後5年にわたり，経費のかかるスクリーニングを施行したが，1990年12月までの観察で再発のないものは，再手術を受けた56人のうち21人(38%)であり，再発した350人中21人，6%しかない．他施設の結果でも，再手術後5年間，非再発であったのは，1.8%から2%である．過去20年間，この数値はほとんど変化していない．

術後5年間の非再発は67%であるが，再手術後の非再発は6%であることから考えると，術後の経過観察に経費をかけたわりには，効果が上がっていない．経過観察の有用性を立証するためには，対照を設定したプロスペクティブな研究が必要であろう．

(愛知県がんセンター消化器内科
小野　博美 抄)

―「引用」についての豆知識

「引用」の範囲を超えて他人の著作物を，自身の著作物へ取り込む場合(“転載”)には相手方(著作権者・出版社)の許諾が要ります．(許諾の条件として著作権使用料を請求される場合もあります)　但し，「引用」の条件を満たして利用する場合は自由に利用できます．

1．「引用」の条件

1）その著作物が**既に公表されている**こと．
2）執筆上(自説の説明・展開，学説の批評などのため)その文章，図表を取り込み使用する**必然性**がなければならないこと．
3）引用しようとしている文章の長さや，図，表の数・量が客観的にみて**正当な範囲**にあること．
4）原則として，改変を加えず，**原形を保持**すること．(改変使用の場合は，その旨の表示を必要とする)
5）原著者の名誉や声望を害したり，原著者の意図に反した使用法をしないこと．(例えば，原著者が既に訂正・補足した学説を，ことさらに訂正・補足以前のかたちのまま引用し，あるいは引用して批評するなど)
6）引用された文章，図表などがそれと判るよう明示すること．
7）出所(出典)を引用個所に近接して明示すること．

2．改変使用について

1）原著者の意を害さない範囲で内容を要約しての使用，あるいは，外国語を日本語に訳しての使用は「引用」として認められている．この場合は「出所の明示」に加えて，さらに〔…より改変(あるいは翻訳)〕などの“ことわり”を入れることが必要となる．
2）二つ以上の著者物を使用しそれを複合利用する場合は，出所の明示に加えて〔…と…とより複合〕などと，その旨付記する．
3）著しい改変を加え，もはや「引用」とは認められない図表などの場合，それを新しい原図(表)とするか否かは，そこに盛られる表現上の creativity の問題であり，その判断は著者自身の学問的良心による．

「引用」かどうか疑わしい場合(特に書籍から利用する際)には，まず原著の出版社に連絡されることをおすすめします．「出版権」設定に伴い出版社も複製の権利を所有しておりますし，著者が「著作権」の運用を出版社に委託している場合が通例となっております．

(上記は日本医書出版協会 発行の『著作権の知識―編集・執筆のために』より抜粋．発行所：電話 03-3818-0160)

「胃と腸」編集室

©IGAKU-SHOIN Ltd, 2012

2026/10/08 03:43:23